免責決定確定

平成１６年（モ）第２９２８号
（平成１６年（フ）第９４３号）
愛媛県松山市山越５丁目15番４号といや町ハイツ101号、破産宣告時の住所愛媛県松山市権現町甲402番地１
破産者　髙橋　政秀
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成22年９月８日
松山地方裁判所

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１２号
金沢市泉本町２丁目155番地１　ジョルナーレ泉本町603号
清算株式会社　アイケイケイ株式会社
代表清算人　髙木　利定
１　決定年月日　平成22年９月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所

平成２２年（ヒ）第８号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地
清算株式会社　志賀山リフト株式会社
代表清算人　児玉　紀元
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第１８号
長野市大岡中牧字聖274番地１
清算株式会社　大岡リゾート開発株式会社
代表清算人　西村　直吉
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３号
奈良県橿原市新賀町319番地25
清算株式会社　奈良センター株式会社
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

平成２２年（ヒ）第４号
奈良県橿原市新賀町319番地25
清算株式会社　奈良建設株式会社
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

平成２２年（ヒ）第２号
福岡県久留米市六ツ門町17番地11
清算株式会社　菜果フーズ株式会社
１　決定年月日　平成22年９月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

更生手続開始

平成２２年（ミ）第１０号
東京都新宿区西新宿６丁目12番７号ストーク新宿1009号
更生会社　春日居観光開発株式会社
代表者代表取締役　稲川由太郎
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　春日居観光開発株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　三森　　仁
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年10月29日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年２月７日から平成23年２月14日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年３月14日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年３月22日まで
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地
再生債務者　有限会社江崎セメント工業所
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年９月９日　　長崎地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地
再生債務者　有限会社江崎セメント工業所
主文　平成21年８月25日にした監督命令を取り消す。
平成22年９月９日　　長崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田119番地
再生債務者　日野薬品工業株式会社
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年10月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年12月３日から平成22年12月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（再）第２５号
大阪府和泉市和気町２丁目２番71号
再生債務者　横田　吉永
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年10月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年11月15日から平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１号
川崎市川崎区新川通５―10
再生債務者　テスコジャパン株式会社
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部

再生計画認可

平成２１年（再）第４号
富山県射水市赤井字下問掛88番地
再生債務者　江守建材工業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年９月９日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再）第６号
兵庫県西宮市満池谷町３番３―502号
再生債務者　南部　　薫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年９月８日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地
再生債務者　有限会社江崎セメント工業所
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　長崎市万才町６番35号　三井生命長崎ビル５階　大同門法律事務所　弁護士　金子　寛道
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年９月９日　　長崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１６号
栃木県真岡市長沼2396番地２
再生債務者　海野　靖裕
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月14日から平成22年10月22日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（再イ）第７２号
さいたま市西区大字指扇領別所109番地93　２―510
再生債務者　高木　達郎
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月15日から平成22年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部